

現行ガイドラインの運用実態、実施状況に係る一般参加者からのご質問

2008年2月17日

「JICA 環境社会配慮ガイドラインの運用実態の確認報告」に関する質問

田辺有輝

所属：「環境・持続社会」研究センター(JACSES)

TEL: 03-3556-7325 FAX: 03-3556-7328

満田夏花 (みつた・かんな)

所属：地球・人間環境フォーラム

TEL. 03-3813-9735 FAX. 03-3813-9737

下記の質問を提出いたします。

(全般的事項)

1. 「～の例がある」等の事例を記載している部分はすべて案件名をご教示下さい。
2. 「～が多い」等の表現は、案件数をご教示いただくとともに、カテゴリ A 案件については案件名を明示して下さい。
3. 本調査の実施を補助されたコンサルタントの名称、調査項目、調査 TOR、調査期間をご教示ください。
4. 本調査において、事業実施機関、現地 NGO、被影響住民などへのヒアリングを実施されましたか。
 - ・ 実施したとすれば、どの案件について実施しましたか。
 - ・ 実施したとすれば、ヒアリング先とヒアリング結果を具体的に列記して下さい。
 - ・ 実施しなかったとすれば、実施しないでよいと判断した理由につきご教示下さい。
5. 相手国政府に求める環境社会配慮の要件（ガイドライン別紙 1）に関しての本調査における調査手法をご教示下さい。

(ステークホルダー協議・情報公開)

6. (p. 16) ステークホルダー協議の結果、どのような住民意見があり、どのように事業計画に反映されたのか、カテゴリ A 案件について具体的にご教示下さい。
7. ステークホルダー協議・情報公開に関する課題はどのように評価されましたか。
8. (p. 10) 「多くの案件でステークホルダー協議時や住民説明会、情報公開用ポスターやブックレットを現地語で作成している例がある」とあります。
 - 1) 「ポスターやブックレット」となっていますが、これは公開の形態についての記述と思われます。ガイドライン 1.6.3 に示す「環境影響評価において作成される各種文書や報告書(以下「環

境影響評価文書」という)」の開示状況をご教示下さい

- 2) 「例がある」ということは、これらの情報が現地語で公開されていない例もあるということですか。開示されなかった案件数、案件名、開示されなかった情報を具体的にご教示下さい。
9. (p. 10)「多くの案件では、相手国の環境影響評価制度により情報の公開が行われている。また、環境影響評価制度として住民説明会の実施を事業者に義務付けている場合が多く、ステークホルダーによる環境影響評価文書へのアクセスが可能と考えられる」とあります。
 - 1) これによりガイドラインの 1.4.1 の規定が満たされているということの意味しているのですか。
 - 2) 「相手国の環境影響評価制度により情報の公開が行われている」案件は、何件ですか。
 - 3) カテゴリ A 案件において、当該案件が相手国の環境影響評価制度においては環境アセスメントの対象にならない案件はありましたか。その案件名をご教示下さい。
 - 4) 3)においては、どのように現地における公開を担保したのでしょうか。
10. (p. 14)「(1) [情報公開が確実に行われることを担保するための枠組みについて、相手国政府と協議し合意する]については、事前調査等において、ガイドラインに従うことを確認している。」とありますが、情報公開が確実に行われることを担保するための枠組みおよび相手国政府との協議・合意の内容について、案件名とともに例示して下さい。
11. (p. 15)「(3) ・ ・ ・例えば、プロジェクトのホームページを開設し、プロジェクト情報、ステークホルダー協議の議事録を掲載した例、現地語のパンフレットを作成した例がある。また、現地ステークホルダー協議を行う場合に情報公開が行われている。」と記述されていますが、公開された情報の内容とその手法について、案件ごとに具体的に示して下さい。
12. (p. 16)「(1) ステークホルダー協議は、会議形式が通常であるが、ステークホルダーからの意見聴取の方法として、フォーカス・グループ・ディスカッション、パブリックコメントを行っている例もある」と記述されています。
 - 1) これらの協議形式は、それぞれどの案件のどのステージ（代替案検討時、スコーピング時、ドラフトレポート協議時など）において採用されたのでしょうか。
 - 2) 協議形式の使い分けに何か工夫をされたのでしょうか。
 - 3) パブリックコメントのみの対応という案件もあったのでしょうか。
13. (p. 16)「(3) 影響を直接受けると想定される住民が特定されていない場合は」と記述されていますが、具体的な案件名と、なぜ「影響を直接受けると想定される住民が特定されていない」のかにつきご教示下さい。
14. (p. 16)「(4) カテゴリ A 案件については、スコーピング時、環境社会配慮の概要検討時及び協力事業の最終報告書案が作成された段階において、情報公開のうえ現地ステークホルダーとの協議を行っている」と記述されていますが、公開されている情報を具体的に列記して下さい。
15. (p. 17)「マスタープラン調査の段階のステークホルダー協議については、プロジェクトが具体化していないこと等から、ステークホルダーの範囲がフォーカスしにくいいため、関連省庁や関連部署を対象としているケースが少なくない。」とされていますが、これのみではステークホルダー協議とは言えません。
 - 1) 案件名をご教示下さい。

- 2) ガイドライン 2.2.4 を遵守していると判断した根拠は何ですか。
- 3) 例えば関連するテーマについて情報・知見を有する NGO や、当該協力事業に意見を有する個人・団体に対する協議を行わなかった理由は何ですか。

(スコーピング)

16. (p.18) スコーピングについては、その後、審査会において調査を実施すべきであった項目が指摘されることが何度もありました。すなわち当初のスコーピングが必ずしも妥当でなかったこともあると思われます。これらの事例を、いくつかとりあげて具体的にレビューを行うことは価値があると思いますが、本報告で記述しなかったのはなぜですか。
17. (p.18) 1) 大気：「道路供用時の大気汚染対策として、沿道への植樹を提案した。」
 - 1) 案件名をご教示下さい。
 - 2) 案件名が不明なので、状況はわかりませんが、提案がこれだけであったとすると、かなり限定的なもののように思われます。例えば、道路政策全般としての提案や、交通量の抑制・管理、渋滞緩和、モニタリングなどを提案に含めなかった理由は何ですか。
18. (p.18) 4) 自然環境：「道路建設に伴う植生の破壊に関して、特に土壌浸食を引き起こす可能性のある場所における植生の早期回復を提案した例がある。また、樹木の伐採については、同数の樹木の植林を実施するように提案した。」
 - 1) 案件名をご教示下さい。
 - 2) 動植物の移植は、一般に、移植先の既存の生態系の攪乱を引き起こしたり、移植先の動植物種との競合を引き起こしたりすることが多いと言われています。この点に関する具体的な配慮はなされたのでしょうか。
 - 3) 植林は、場所によっては、住民の共有地などのアクセスなどを阻害し、住民とのコンフリクトを生じるケースも多発していますが、この点についてはどのような確認が行われたのでしょうか。
19. (p.19) 5) 非自発的住民移転：「フィージビリティ調査において移転対象世帯の全数調査を実施し、当該国の関連制度や事例などを参考に補償方針や移転住民への支援策を含む住民移転計画フレームワークを策定した。」
 - 1) 大規模住民移転を伴う可能性のある案件の案件名をご教示下さい。
 - 2) このうち、このような調査を行った案件の名称をご教示下さい。
 - 3) 行わなかった案件があるとすれば、その理由は何ですか。
 - 4) 「住民移転計画フレームワーク」の項目、公開の状況、ステークホルダーとの協議の状況およびその結果についてご教示下さい。
20. 多くの事業で、用地取得に伴う住民の生計手段の喪失などが生じる可能性があることに鑑み、このような案件の事例分析が必要であると考えますが、かかる分析は実施されたのでしょうか。

(カテゴリ分類)

21. p.37-38 には、大規模なものであればカテゴリ A に分類されるセクターの下記の案件がカテゴリ B に分類されています。それぞれの案件名とカテゴリ B に分類した理由をご教示下さい。
 - 1) 火力発電所：3 件がいずれもカテゴリ B

- 2) 水力発電：3件のうち2件がカテゴリ B
- 3) 空港：2件のうち1件がカテゴリ B
- 4) 港湾：2件のうち1件がカテゴリ B
- 5) 上下水道：全てカテゴリ B
- 6) 廃棄物管理：7件のうち5件がカテゴリ B：(記述を読むと最終処分場建設を伴うものがある。

22. (p. 22)「マスタープラン調査の中で優先プロジェクトを選定し、優先プロジェクトのF/S調査を行う場合、マスタープラン調査をカテゴリ Bとしていた場合でも、調査の途中で選定された優先プロジェクトがカテゴリ Aとなる場合は、カテゴリ Aに変更している。」と記述されています。

- 1) 具体的な案件名をご教示下さい。
- 2) たとえば水資源開発、電力セクター、交通セクターなどは、優先プロジェクトにカテゴリ Aが入ることは十分予想されるところと考えられ、マスタープラン段階からカテゴリ Aとすることが妥当であると考えられます。1)の案件を、マスタープラン段階から、カテゴリ Aにしなかった理由につきご教示下さい。

(人権)

23. (p. 25)「人権問題が指摘されている国で、アムネスティレポートから情報を得たり、ステークホルダー協議の際に、人権問題で活動している NGO にも招待状を送付した例がある。」

- 1) 国名・案件名をご教示下さい。
- 2) 「人権問題で活動している NGO にも招待状を送付」した後の対応についてご教示下さい。

(意思決定)

24. (p. 25) JICA が第三者から案件に関する指摘を受けた場合の検討状況、応答状況、意思決定への反映の有無についてご教示下さい。また、当該指摘の外務省への伝達の有無についてご教示ください。

(外部からのコメントへの対応)

25. カテゴリ A の要請案件についての、外部からのコメント (p. 31) について記述されています。

- 1) 案件名およびコメントの概要についてご教示下さい。
- 2) JICA 側からの応答についてご教示下さい。

(相手国政府に求める環境社会配慮の要件)

26. 3. 11 に書かれている記述の多くは、JICA 側の報告書上の検討・提言であり、これを受けて相手国政府・実施機関が実際の環境社会配慮として何を実施したかではないと考えられます。JICA 側の認識をご教示下さい。

27. (p. 28)「多くの案件が環境社会関連の費用・便益を定性的に評価している」とされているが、定量的な評価を行っていない理由は何ですか。

28. (p. 28)「ほとんどが報告書の中の一つの章として環境社会配慮の結果を記載している。」これはガイドライン別紙 1「基本的事項 3.」に対応する記述と考えられますが、ここでは、「特

に影響が大きいと思われるプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されなければならない。」とされています。この事項に関する相手国側での状況についてご教示下さい。

29. (p. 29)「計画地域に自然保護や文化遺産保護のために指定した地域が含まれる場合には、影響の最小化を検討している」と記述されています。

- 1) 案件名をご教示下さい。
- 2) ガイドライン上は、原則としてこれらの地域の外で行われなければならないとされていますが、これを許容した理由は何ですか。

30. (p. 30) 先住民族に影響を与えると考えられた案件数、案件名につき、ご教示下さい。

(環境社会配慮の手続き) (報告書 4.1-4.4 p. 31-36)

31. スコーピング時の現地ステークホルダーとの協議において出された意見がどのように TOR に反映されたのか、事例をあげてご教示下さい。

32. 最終報告書作成段階の現地ステークホルダーとの協議において出された意見がどのように反映されたのか、事例をあげてご教示下さい。

33. (p. 33)「開発調査の中で、マスタープラン調査に引き続きフィージビリティ調査を実施した場合」とありますが、案件数をご教示下さい。

(無償資金協力)

34. (p. 35) 基本設計調査に先立ち、予備調査等として何を確認したのか、カテゴリ A 案件 (2件) につき具体的にご教示下さい。

35. (p. 35)「環境影響評価等の結果及び予備調査等の結果を基本設計調査に反映している」とあるが、カテゴリ A 案件 (2件) につき、具体的な反映方法についてご教示下さい。

(フォローアップ)

36. (p. 36)「JICA でフォローアップのための調査を行った場合に、環境社会配慮調査の結果や提言の状況を確認した。」と記述されています。

- 1) フォローアップを行った案件名をご教示下さい。
- 2) 実施された調査の具体的項目、調査結果を案件ごとに具体的にご教示下さい。
- 3) JICA が行った提言の計画への反映状況についてご教示下さい。

<火力発電> p. 37

37. 通常検討される影響項目と比して、報告書に記載されているものは非常に限定的 (大気汚染、温排水しか具体的に挙げられていない) であるが、それ以外についても調査されましたか。

38. 「温排水の発生による影響が考えられる場合は、これを検討している」としているが、検討しなかった例があるのでしょうか。

<水力発電> p. 37

39. 「貯水池の常時満水位の高さを十数m下げることにより影響を軽減できる」としているが、これは何の案件を指しているのでしょうか。

以 上

JICA 環境社会配慮審査チーム 御中

「JICA 環境社会配慮ガイドライン運用実態の確認報告」に関する質問

中央大学総合政策学部
政策科学科5年 仲田宗行

◇調査手法が限定的

各案件で JICA、相手国政府及び当該地方政府、実施主体、事業による被影響者など多くのステークホルダーを抱えているにも関わらず、調査対象が事業実施側のみで非常に限定的であるように見える。ガイドラインの適格な運用を調査するには実施者、被影響者双方の視点からの調査が必要ではないか。

◇抽象的な表現が多く、運用実態の確認が出来ない

個別項目ごとに影響削減策などの事例が紹介されているが、「～した例もある。」「～という場合もある。」など曖昧な表現で、調査案件全体の中での割合や位置付けが見えない。また、具体的な案件名も出ていないため、事例に挙げられている案件の内容などが分からない。このため数件の事例に拠って、適格にガイドラインが運用されたとする根拠としては弱いのではないかと。主に 3.3 環境社会配慮の項目、3.11 相手国政府に求める環境社会配慮の要件、4. 運用の状況（スキーム別手続き）、5. セクター別の傾向について。

◇3.2 現地ステークホルダーとの協議

カテゴリ-B の案件でステークホルダー協議が実施されていないものが開発調査で 4 件、無償事前調査で 6 件ある。それは協議の必要性が無いとの判断によるものか。仮にそうであれば、その判断に至った根拠を説明して欲しい。

◇3.6 参照する法令と基準

ガイドライン関連部分、2.6.2「相手国政府及び当該地方の政府等が定めた環境や地域社会に関する法令や基準等を遵守しているか、また、環境や地域社会に関する政策や計画に沿ったものであるかを確認する。」となっている。「3.11 相手国政府に求める環境社会配慮の要件」の項目で、ステークホルダーとの協議実施や非自発的住民移転支援への提言を行っているとして述べているが、被影響者への確認を抜きにガイドラインの正確な運用の根拠とすることは困難ではないか。

◇まとめ (2) 運用状況

まとめの中で、全ての項目でガイドラインに従って適正に運用されているといった記述になっている。しかし、報告書全体として抽象的な表現が多く、この結論への根拠が弱いのではないかと。

以上

「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン実施状況調査
(海外経済協力業務)」に関する質問

田辺有輝（「環境・持続社会」研究センター）

「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン実施状況調査（海外経済協力業務）」に関し、以下の通り質問を提出致します。ご返答宜しくお願い致します。

<調査手法・調査範囲について>

1. 本調査において、事業実施機関、現地 NGO、被影響住民等へのヒアリングを実施したか。実施した場合、その案件名、ヒアリング先、ヒアリング結果を具体的に教えて頂きたい。また、実施しなかったとすれば、実施しないで良いと判断した理由はなぜか。
2. 報告書では以下のガイドライン第一部の項目について記述されていない。調査を実施したとすればその内容を、実施しなかったとすれば、実施しないで良いと判断した理由を教えて頂きたい。
 - 第三者等から指摘があった場合の JBIC の対応（ガイドライン P8）
 - 事態の改善が必要であると JBIC が判断した場合の適切な対応の要求、不適切な対応における貸付停止等の措置（ガイドライン P8）
 - 達成できない場合の借入人からの報告、問題が生じた場合のステークホルダーとの協議（ガイドライン P10）

<カテゴリ分類について>

3. 「影響を及ぼしやすいセクター」としてガイドライン上例示されているセクターのうち、カテゴリ B 案件に分類された案件数、案件名、事業規模（発電規模、下水処理能力等）、カテゴリ B としての根拠を教えて頂きたい。
4. スクリーニングにてカテゴリ A に分類されたものの、アプレイサル後にカテゴリ B に変更された 2 件について、以下の点をお尋ねしたい（報告書 P17 脚注 34）。
 - この 2 件の案件名を教えて頂きたい。
 - 「地下水取水量の制限が設けられたことが確認されたため、カテゴリ B に変更したケース」との記載があるが、どのような制限が設けられたのか。
5. カテゴリ A に該当するサブプロジェクトに融資されているカテゴリ FI 案件の案件数、案件名、サブプロジェクトの内容、各サブプロジェクトでの環境社会配慮確認状況を案件ごとに具体的に教えて頂きたい（報告書 P16）。

<調査結果全般について>

6. 報告書では、事例の案件名が書かれていない。「～」の例がある等、事例が記載されている箇所については、すべての案件名を教えてください。非公開であれば、その理由を教えてください。
7. 「～のケースが多い」等の表現を行っている箇所については、案件数を教えてください。
8. すべてのカテゴリ A 案件について、ガイドライン第 2 部の各要件を満たしているかどうかの実施状況を一覧化して具体的に教えてください。

<代替案の検討について>

9. 代替案の検討において、回避されたかどうかに関して記載がないが、代替案の検討段階で回避されたかどうかについては確認を行っているのか。また、回避が図れた案件について、案件名、実施内容を教えてください。
10. 「大きな環境影響が想定されない等の理由により代替案の検討が必要ないと判断され、その実施が確認されない案件があった（報告書 P23）」との記載があるが、その判断根拠を教えてください。

<国際的基準との比較について>

11. 「国際的基準等との比較における法令・基準遵守確認については、すべてのカテゴリ A 案件において、適切に実施されている（報告書 P29）」との記載があるが、これについて以下の点をお聞きしたい。
 - 「適切」の定義は何か。すべてのカテゴリ A 案件で報告書の表 4-1 に挙げられた基準を満たしたことを確認したのか。
 - 国際的基準との差異がある場合はどのように対応したのか。差異があった案件の案件数、案件名、差異の内容、対応の内容を案件ごとに具体的にお聞きしたい。
12. 大きな環境影響が想定されないとして国際的基準の参照を行っていなかったカテゴリ B 案件の案件数、案件名を教えてください。

<モニタリング計画・環境管理計画について>

13. 「環境影響や用地取得が小規模な場合は（中略）、モニタリング計画自体の作成が確認できない案件もあった（報告書 P32）」との記載があるが、この案件数、案件名を教えてください。

<ステークホルダーとの協議について>

14. EIA 報告書作成前のスコーピング時に「協議を通じて、その結果を EIA 報告書の TOR に反映させている国・案件もある（報告書 P33）」との記載があるが、スコーピング時の協議を行っていないカテ

ゴリ A 案件の案件数、案件名、理由を教えてください。

15. スコーピング時の協議の結果を EIA 報告書の TOR に反映させた案件の案件数、案件名、反映させた内容について教えてください。
16. 「EIA 報告書作成前のスコーピング時における情報公開」について、どのような文書が住民に配布されたのか。すべてのカテゴリ A 案件の実施状況を案件ごとに具体的に教えてください。
17. 「ドラフトの完成時において、ステークホルダー協議を実施するが多かった（報告書 P33）」との記載があるが、EIA 報告書ドラフトの完成時にステークホルダーとの協議を行っていないカテゴリ A 案件の案件数、案件名、理由を教えてください。
18. 「住民協議で得たコメントを EIA 報告書に反映しているケースもある」との記載があるが、反映した案件名、反映内容を案件ごとに具体的に教えてください。
19. 住民協議の代わりに「パブリック・ヒアリングを行っているケースもある（報告書 P33）」との記載があるが、その案件名及びガイドライン要件を満たしていると判断した根拠を教えてください。

<非自発的住民移転及び生計手段の喪失について>

20. ガイドライン上は用地取得を伴う影響と共に、用地取得を伴わない生計手段の喪失に関しても十分な補償や支援が提供されることになっているが（ガイドライン P14）、報告書内では、これを住民移転と用地取得のみに限定している（報告書 P35）。用地取得を伴わない生計手段の喪失の実施状況について、案件数、案件名、実施内容、生計回復状況を具体的に教えてください。
21. 当該国の用地取得法等の国内法が、世界銀行 OP4.12 の要件を満たしておらず、案件においても世界銀行 OP4.12 の要件を満たしていない場合の JBIC の対応について、以下の点をお聞きしたい。
 - 実施機関から JBIC に提出された計画案が、世界銀行 OP4.12 の要件を満たしていなかった案件数、案件名、満たしていなかった要件について具体的に教えてください。
 - 上記のケースにおいて、JBIC が行った対応を案件ごとに具体的に教えてください。
 - 世界銀行 OP4.12 の要件を満たしていないが、JBIC が融資承認した案件数、案件名、満たしていなかった要件について教えてください。

<先住民族に対する配慮について>

22. ガイドラインでは「先住民族に関する国際的な宣言や条約の考えに沿って、土地及び資源に関する先住民族の諸権利が尊重されるとともに、十分な情報に基づいて先住民族の合意が得られるよう努めなければならない（ガイドライン P14）」と規定されているが、報告書内では「国内法を踏まえ、先住民族・少数民族への配慮が適切になされることを確認している」と記載している（報告書 P39）。先住民族の諸権利の尊重と合意の実施状況について教えてください。

23. 実施機関から JBIC に提出された先住民族に対する配慮策が、世界銀行 OP4.10 の要件を満たしていない場合の JBIC の対応について、以下の点をお聞きしたい。
- 実施機関から JBIC に提出された計画案が、世界銀行 OP4.10 の要件を満たしていなかった案件数、案件名、満たしていなかった要件について教えて頂きたい。
 - 上記のケースにおいて、JBIC が行った対応を案件ごとに具体的に教えて頂きたい。
 - 世界銀行 OP4.10 の要件を満たしていないが、JBIC が融資承認した案件数、案件名、満たしていなかった要件について教えて頂きたい。

<モニタリング実施について>

24. 「用地取得や住民移転の手続き等が進められているケースが多く（報告書 P40）」との記載があるが、現在、住民移転や用地取得が開始された案件について、以下の点を聞きしたい。
- 住民移転が開始された案件の案件数、案件名、住民移転数を教えて頂きたい。
 - 上記案件の住民移転数と住民移転計画書の移転計画数に差異がある場合、その案件名と移転数を教えて頂きたい。
 - 住民移転が開始された案件について、JBIC は案件実査において実施機関や NGO、被影響住民へのヒアリングを実施したか。実施されている場合、案件名とヒアリング内容、その後の対応を教えて頂きたい。

<環境アセスメント報告書について>

25. EIA 報告書内に住民との協議録が添付されていないカテゴリ A 案件の案件数、案件名を教えてください。
26. カテゴリ A 案件すべてにおいて実施国で公開された EIA 報告書の言語を案件ごとに教えて頂きたい。
27. カテゴリ B 案件で、EIA が実施されている案件、実施されていない案件は、それぞれ何件あるか。また、カテゴリ B 案件で、EIA が実施されていない案件の案件名を教えてください。

<情報公開について>

28. スクリーニング終了後の情報公開を行っていない案件がカテゴリ B 及び C で 1 件ずつあったとの記載（報告書 P43）があるが、その案件名と理由を教えてください。

以上

2008年2月21日

国際協力銀行(海外経済協力業務) 御中
国際協力機構 御中

『環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン実施状況調査(海外経済協力業務)』および『JICA 環境社会配慮ガイドラインの運用実態の確認報告』への質問

市民外交センターは、下記の賛同団体・個人とともに、上記の調査・報告への質問を提出いたします。

なお、JICA・JBICは先日の「第1回新JICAの環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会」において、二つの報告書に対する質問・コメントは有識者委員会の委員のみから受け付け、他の団体・個人からの質問については回答しないと述べました。しかし、これは非常に閉鎖的な対応であり、JICA・JBICの強調する「透明性の高い開かれたプロセス」に反するものです。

よって、これらの質問に対しても、委員からの質問と同じく、hp上で質問と回答を公開されることを強く要求いたします。

1. 『環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン実施状況調査(海外経済協力業務)』「4.4.10 社会的関心事項」③「先住民族、少数民族に対する配慮」について

- ・先住民族への影響があった案件の数と件名を教えてください。また、「先住民族・少数民族」と併記しているが、両者をどのように区別しているのか。
- ・ガイドラインには「先住民族に関する国際的な宣言や条約の考え方に沿って」とあるが、報告書には「先住民族、少数民族への影響がある場合は、国内法等を踏まえ」との記載が見られる。国際基準は参照しているのかいないのか、またもし参照しているとすればどのような条約や宣言を参照しているのか、教えてください。
- ・ガイドラインには「十分な情報に基づいて先住民族の合意が得られるよう努めねばならない」とあるが、報告書には合意を得るため、実施機関を通じてどのような措置が取られたのか、記載がない。合意を得るための措置があったのかなかったのか、もしあったとすれば具体的にどのような措置が取られたのか、教えてください。

2. 『JICA 環境社会配慮ガイドラインの運用実態の確認報告』「3.11 相手国政府に求める環境社会配慮の要件」(7)先住民族について

- ・先住民族への影響があった案件の数と件名を教えてください。また、先住民族と少数民族が入り混じってつかわれているが、両者をどのように区別しているのか。
- ・ガイドラインには「先住民族に関する国際的な宣言や条約の考え方に沿って」とあるが、どのような国際基準を参照しているのか、教えてください。特に、土地・資源権に

関してどのような条約や宣言を参照しているのか、教えていただきたい。

- ・ガイドラインには「十分な情報に基づいて先住民族の合意が得られるよう努めねばならない」とあるが、報告書には合意を得るため、相手国政府を通じてどのような措置が取られたのか、記載がない。合意を得るための措置があったのかなかったのか、もしあったとすれば具体的にどのような措置が取られたのか、教えていただきたい。

市民外交センター

〒132-0033 東京都江戸川区東小松川 3-35-13-204

担当：木村真希子

連絡先：kimuramakiko@hotmail.com

賛同団体・個人：

ジュマ・ネット（バングラデシュの先住民族支援NGO）

青西靖夫（開発と権利のための行動センター 理事）

藤岡美恵子（法政大学非常勤講師）

2008年2月21日

「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン実施状況調査
(海外経済協力業務)」に関する質問

満田夏花 (みつた・かんな)
所属：地球・人間環境フォーラム
住所：〒113-0033 東京都文京区本郷
3-43-16 成田ビル 3F
TEL. 03-3813-9735 FAX. 03-3813-9737

下記の質問を提出いたします。

(全般的事項)

1. 「～の例がある」等の事例を記載している部分は案件名をご教示下さい。
2. 「～が多い」等の表現は、カテゴリ A 案件については案件名を例示して下さい。
3. 本調査において、事業実施機関、現地 NGO、被影響住民などへのヒアリングを実施されましたか。実施したとすれば、どの案件について実施しましたか。また、ヒアリング先とヒアリング結果を具体的に列記して下さい。

(意思決定、融資契約等への反映)

4. 「適切な環境社会配慮がなされない」という理由で融資が見送られた案件はありますか。
5. アプレイザルの際の実施機関との合意に関して、以下ご教示下さい。
 - 1) 追加的な環境社会関係の調査の実施を実施機関等に求めたケースはありますか。その場合は、案件名とともに、調査の内容、いつまでに実施することを求めたのか（アプレイザル後〇ヶ月など）、事業計画にどのように反映させたのかをご教示下さい。
 - 2) 追加的な環境社会関係の許認可の取得を実施機関等に求めたケースはありますか。その場合は、案件名とともに、許認可の内容、デッドライン（アプレイザル後〇ヶ月など）をご教示下さい。
 - 3) 追加的な協議や情報公開を求めた実施機関等にケースはありますか。その場合は、案件名、協議や情報公開の内容、いつまでに実施することを求めたのか、協議結果を事業計画にどのように反映させたのかをご教示下さい。
 - 4) その他、追加的な環境社会的な措置を求めた例がある場合は、案件に基づき、例示して下さい。
6. 融資契約または付随するサイドレターに関して、上記の4点について盛り込まれたケースがあるかどうかおよびその内容についてご教示下さい。
7. 融資契約において、環境レビュー結果に基づき条件付け（「〇〇という措置を行うことを××の条件とする」など）を行ったケースはありますか？ その場合は、案件名および条件付けの内容についてご教示下さい。

(SAPROF)

8. (p. 22) カテゴリ A 案件については、「・・・EIA 報告書 (または SAPROF) を通じて」代替案を検討していると記述されています。
 - 1) SAPROF を通じて代替案検討を行った案件名をご教示下さい。
 - 2) 当該 SAPROF は公開を行っていますか。
9. カテゴリ A 案件において、SAPROF において、環境社会関連調査を行っている案件について、下記をご教示下さい。
 - 1) このような SAPROF は何件程度ありますか。案件名をいくつかご教示下さい。
 - 2) 1) で例示した SAPROF の調査スコープについてご教示下さい。
 - 3) 既存の EIA との関連性につきご教示下さい。
 - 4) これらの SAPROF は公開されていますか。

(国際的基準との比較について)

10. 「表 4-1」に世銀の非自発的住民移転 (OP4. 12) との比較が国際基準として挙げられています。大規模な非自発的住民移転を伴う案件に即して、具体的にこれらの基準とどのように比較したのか、比較結果をご教示下さい。とりわけ下記の項目についてご回答下さい。
 - 3) 用地取得・住民移転を要する事業に関しては住民移転計画 (Resettlement Plan) が必要とされ、そのドラフトの提出及び被影響住民及び現地 NGO に対する公開がアプレイザルの条件とされている。(OP4. 12 第 22 項、BP4. 12 第 8 項)
 - 4) 住民移転計画ドラフトを受け、世銀はこれを公開し、さらに世銀の承認を受けた住民移転計画の最終版についても同様にホームページにて公開される。(OP4. 12 第 22 項、BP4. 12 第 8 項)
 - 5) 移転者が移転に付随するオプション・権利に関して説明を受けること、技術的・経済的に実施可能な複数代替案から選択肢を提示され協議すること
 - 6) プロジェクトに直接起因する資産損失の全額について、迅速かつ効果的な補償を完全な再取得価格 (full replacement cost) に基づき行うこと
 - 7) 国内法に基づく補償が full replacement cost に満たない場合は、追加的な手段により補償費が補足されなければならない、この不足分への追加は、他の移転補助、生計回復手段と分けて算出するべきとしている。(OP4. 12 Annex 脚注 1)
 - 8) 生計が土地ベースの住民に対しては、「土地ベースの移転戦略」が適用されるべきとし、その際には土地の生産性、立地条件、その他の要因が少なくとも前の土地と同様でなければならない。(OP4. 12 第 11 項)
 - 9) 「利用可能な、移転に関する紛争の第三者による調停」の方法の詳細を住民移転計画に盛り込むこと (OP4. 12 Annex A 第 17 項)
11. 先住民に係る OD. 4. 20、OP4. 10 との比較およびその結果を、案件に即してご教示下さい。

(ステークホルダーとの協議について)

12. (p. 33) 「遅くともアプレイザル前には、・・・プロジェクト実施にかかる住民の基本的合意が実施機関を通じてなされるよう留意しており、それまでに合意確認がなされない場合は、アプレイザル時の合意事項として、融資締結前の早期の段階において、然るべく社会的合意形成がなされるよう配慮している。」と記されています。

- 1) 融資契約前に社会的合意が形成されたことをどのように確認していますか。
- 2) アプレイザルから融資契約までは、年次国の場合は1年以内です。社会的な合意形成には短い期間であり、合意形成に至らない場合も多いと思われます。合意が形成されなかった場合は、どのような措置をとられているのですか。

(用地取得・非自発的住民移転)

13. 大規模な非自発的住民移転を伴う案件の案件名および住民移転数をすべてご教示下さい。なお、国際金融等業務部門のご回答から、「大規模」の定義は住民移転数が200人以上と理解しております。
14. (p. 35)「EIA 報告書の一部として、あるいはEIA 報告書とは別に用地取得・住民移転計画が実施機関により作成されており」と記されています。
 - ① これはすべての案件につき、「用地取得・住民移転計画」が策定されていることを確認されたということでしょうか。
 - ② EIA 報告書の一部に「用地取得・住民移転計画」が含まれている案件名につきご教示下さい。
 - ③ 「用地取得・住民移転計画」は現地において公開・協議されていますか。
 - ④ JBIC は自ら行う情報公開として「用地取得・住民移転計画」を公開していますか。公開していないとすれば、その理由は何ですか。
 - ⑤ JBIC がアプレイザルにおいて通常、事業実施機関に提出を求めている住民移転計画の要件（内容、項目、策定手順など）についてご教示下さい。
15. (p. 35)「カテゴリ A については、全案件につき、国内手続きを確認の上、補償・支援内容につき、検討・確認を行っている」と記されています。
 - 1) 途上国の場合、必ずしも市場価格に基づかない補償単価が定められる例もありますが、JBIC は補償単価の妥当性については確認を行っていますか。
 - 2) 補償内容が妥当ではないとして、実施機関に追加的な措置を求めたことはありますか。あるとすれば、その内容につきご教示下さい。
 - 3) 支援内容が十分ではないとして、実施機関に追加的な措置を求めたことはありますか。あるとすれば、その内容につきご教示下さい。

(モニタリング)

16. 環境審査室がモニタリングに参加した案件はどの程度ありますか。
17. モニタリングの結果を踏まえ、実施機関に、環境社会配慮上の改善や追加措置を求めたことはありますか。その場合は内容についてご教示下さい。

(環境アセスメント (EIA) 報告書)

18. (p. 42) 国内法により EIA 実施が求められていないカテゴリ A についても、EIA 報告書を作成させているとのことですが、この場合の EIA 策定過程において住民協議はなされていますか。また、EIA は公開されていますか。
19. 環境アセスメントにおいて、大規模な生態系の改変が生じるのにも関わらず、既存の生態系・

生物種に関して十分な調査が実施されていない、道路案件等にも関わらず汚染物質の予測・評価が行われていないケースもよくあります。このような場合のJBIC側における対応についてご教示下さい。

(環境関連費用)

20. (p. 45-46) 鉄道事業における公害低減効果、河川事業における土壌浸食被害の効果などの環境便益を評価されていることは興味深い試みですが、環境社会コストについては、直接的で明確なコスト(環境モニタリング費用、補償費など)しか計上されていないようです。事業便益の積極的な評価と、事業コストの消極的な評価によって、事業が過大評価される可能性もあると思われませんが、その点についてはいかががお考えでしょうか。

(セクター別傾向と分析)

21. 下記について、カテゴリBとされていますが、その根拠および事業規模をご教示下さい。
- 10) 発電所：13件のうち7件がカテゴリB
 - 11) 道路：11件のうち9件がカテゴリB
 - 12) 港湾：4件のうち1件がE/S以外でカテゴリB
22. (p. 48) 水力発電事業・留意点：①貯水池への土砂堆積、②下流・海岸などにおける浸食、③水没地への土地利用アクセスを失った住民の生計の影響、④アクセス道路の建設による違法伐採の増加などの派生的影響、⑤建設資材の採取に伴う影響——については検討されていますでしょうか。検討されている場合、案件名および検討内容をご教示下さい。
23. (p. 49) 火力発電所・実施状況：「住民移転計画は、地方政府の代表と協議の上策定されており、住民に対しては、住民協議時に説明がなされている」と記されています。
- 13) 案件名についてご教示下さい。
 - 14) 住民協議時の住民からの意見およびそれに対する対応についてご教示下さい。
24. (p. 49) 水力発電所・実施状況：「カテゴリA案件については、陸域生態系(植生、野生動物)および魚類生態系につき、影響が確認されている」と記されていますが、もう少し具体的に、案件名に即して、何がどのように確認されたのかにつきご教示下さい。
25. (p. 49) 水力発電所・実施状況：「水力発電事業では、地域住民へのインタビューを通して、サイトが野生動物の生息地に影響を及ぼす距離であるかを確認している。」
- 1) 案件名につきご教示下さい。
 - 2) 当該事業の生態系調査としてインタビュー調査のほかに何が行われたかについてご教示下さい。
 - 3) 具体的な野生生物の種に関する懸念があったという意味でしょうか。
 - 4) インタビュー調査の結果についてご教示下さい。
26. (p. 52) 道路・鉄道・橋梁：「プロジェクトサイト及びその周辺地域について、保護区、貴重種の生息域に該当するかを確認し、該当する案件について不可逆的な生態学的影響の有無につき検討している」と記されています。
- 15) 該当する案件の案件名をご教示下さい。
 - 16) ガイドライン上は「原則として、政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特

に指定した地域の外で実施されねばならない」とされていますが、プロジェクトサイトが保護区に該当する場合、ガイドラインを満たしていると判断された理由は何ですか？

27. (p. 53) 港湾：「ある港湾整備事業では、・・・浚渫による浮遊物質濃度分布などのシミュレーションを行い、珊瑚礁に及ぼす影響がないことを確認した。その後、津波による自然環境への影響に関する調査を行い、・・・で大きな変化がないことを確認した」とありますが、これらの調査結果を確認した時期についてご教示下さい（融資契約の前か後かなど）。
28. (p. 54) 港湾：漁業補償についての事例が書かれていますが、漁業補償についてはすべての港湾案件やダム案件など、漁業に影響を与える案件において実施されているのでしょうか。
29. (p. 55) 灌漑・治水・干拓：「大規模な森林伐採が生じる場合、適切な森林保全管理が施されるよう留意する」と記されていますが、意味がよくわかりません。この「適切な森林保全管理」については森林伐採について行われるということでしょうか。
30. (p. 56) 灌漑・治水・干拓：「大規模伐採が発生する大規模灌漑事業等については、入植農民等による過伐採を防ぐための森林管理や環境保全にかかる普及啓蒙活動を実施することが確認されている」とされていますが、意味がよくわかりません。事業によって大規模伐採を行っているのに、住民による伐採を禁止するというこの意味は何でしょうか。
31. (p. 58) 植林事業はしばしば、住民や地域コミュニティの慣習的な土地の利用との紛争が生じています。これについてはどのように確認されましたか。
32. (p. 58) 植林事業は、既存の生態系の破壊につながることもあります。これについてはどのように確認されましたか。

以上